【1993 年 10 月 12 日】年金審議会意見書についての談話
日本労働組合総連合会

年金審議会意見書についての談話

1993 年 10 月 12 日
日本労働組合総連合会
事務局長　鷲尾悦也

1. 本日、年金審議会は、国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見書をとりまとめ、厚生大臣に提出した。
　年金制度の改革について、連合はすでに、60 歳を起点とした多様な選択と生活安定を確保するため、60 歳支給の堅持と「部分就労・部分年金」制度の導入など、積極的かつ具体的な提案を行ってきた。
2. また連合は、この立場から、今回の意見書とりまとめにあたっては、「はじめに 65 歳ありき」との結論づけに断固反対し、定年・引退と年金は結合させ、安定した生活が続けられるようにすべきであると強く主張してきた。
3. この結果、年金制度は「安定した生活が続けられる年金制度とするよう、雇用と年金の連結を前提として」見直していくことが明記されたことは評価できる。
4. しかしそれにもかかわらず、支給開始年齢の問題について、「本格的な年金を支給する年齢は 65 歳からとする」との意見と、我々の主張する「現行どおり、60 歳からの年金支給を維持すべき」との意見の併記となったことは残念であるが、「いずれにしても、60 歳台前半の雇用と年金の在り方について、十分検討を深めるべきである」として、結論が見送られたことは、この問題の重要性が認識され、決着を先送りしたものと理解する。
5. 60 歳台前半の年金の在り方については、①早期繰上げ減額年金と、②65 歳以降と別個の年金給付、の 2 案が例示されているが、後者は連合の提案をも含む表現である。この意味では、今後、60 歳～64 歳の年金水準等の在り方が最大の焦点となるが、引続き、我々は従来どおり 60 歳から満額年金が支給されるよう求めていく。
6. 連合は、厚生省に対し、改正法案の作成に先立ち、連合提案を含む複数の改革試案とそれらの財政見通しを提示し広く国民的議論を行うよう強く求めるとともに、年金改革基本方針にもとづき、勤労者の実感、実態をふまえた年金改革の実現に向けて総力を結集した取り組みを進める。